

まちなか広場の利用について

お問い合わせ:富岡市まちなかにぎわい課
0274-62-5251

富岡製糸場周辺のにぎわい創出、地域交流を図ることなどを目的に、まちなか広場(以下、広場と表記します。)の利用申込を受け付けています。

1. 広場概要

名称	住所
宮本町蔵広場	富岡市富岡 1046 番地2
宮本町路地庭広場	富岡市富岡 1041 番地6
富岡駅緑の広場	富岡市富岡 1607 番地 14
三町通り広場	富岡市富岡 25 番地4
スズラン通り広場	富岡市富岡 40 番地2
城町通り北広場	富岡市富岡 43 番地4
城町通り南広場	富岡市富岡 1030 番地1
旧葎塚製糸場前広場	富岡市富岡 33 番地 4
旧富岡倉庫広場	富岡市富岡 1450 番地 1

2. 利用可能時間について

利用可能時間は、午前9時から午後9時までです。

2日以上連続しての利用は可能ですが、午後9時から翌日の午前9時までの間はイベント等を開催しないでください。

3. 申込み方法について

申込みをする前に空き状況を電話でご確認ください。

問い合わせ先:まちなかにぎわい課 拠点整備係(電話番号:0274-62-5251)

◎利用希望日の6か月前から1週間前までに、「まちなか広場利用申請書(様式第1号)」を郵送又は持参でまちなかにぎわい課に提出してください。

4. 利用料について

当面の間、無料です。

5. 利用に関する注意事項

(1)当日は「広場利用許可書(様式第2号)」を携帯し、利用時間を厳守してください。(準備、片付けを含む。)

- (2) 広場にトイレはありません。最寄りの公衆トイレをご利用ください。
- (3) 火気の使用を希望する場合は、事前に相談してください。
- (4) ごみは全て持ち帰り、利用後は必ず清掃を行って、利用開始前の状態に戻してください。
※イベント時は、周辺の公衆トイレや道路の清掃も行ってください。
- (5) 所定の場所以外での喫煙（歩行中の喫煙等）はご遠慮ください。
- (6) 歩行者用グレーチング部分への、車両の乗入れは禁止です。
- (7) 広場専用の駐車場はないため、公共交通機関の利用や近隣有料駐車場等を利用してください。なお、市営駐車場は有料、富岡駅東駐車場は無料です。
- (8) 設備や備品を破損した場合には、速やかに報告し、利用者の責任において原状回復してください。
- (9) 音響設備を使用する際は、近隣住民へ迷惑のかからないよう十分な配慮をし、万が一、騒音、振動などの苦情が発生した場合は、直ちに利用を停止してください。
- (10) 十分な事故防止対策を講じ、安全を確保してください。また、事故等のトラブルは利用者の責任で対処し、その内容は市に報告してください。
- (11) 利用許可を受けた場合であっても、市の業務等の都合により利用できない場合があります。
- (12) 虚偽の使用があった場合は、即座に利用を停止します。

6. 物品販売等の出店資格について

下記の条件を満たすものが対象となります。

- (1) 個人、法人、団体等で、以下のいずれかに該当する方。
 - ア. 富岡市内に住所のある方
 - イ. 富岡甘楽物産振興協会の会員
 - ウ. 一般社団法人富岡シルク推進機構の会員
 - エ. 一般社団法人富岡市観光協会の会員
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）その他の法令に違反しないものであること。
- (3) 特許、実用新案、商標登録で係争中でないもの又は係争のおそれのないもの。
- (4) 公序良俗に反しないもの。
- (5) その他市長が必要と認める条件。

◎対象火気器具等の取扱い（テント・キッチンカー共通）

対象火気器具等を使用する場合、消火器（業務用粉末ABC10型以上）を持参してください。

※対象火気器具とは、次の（1）～（4）の器具です。

- (1) 液体燃料灯油、ガソリン等を使用する器具（例：発電機・ストーブなど）
- (2) 個体燃料炭、練炭等を使用する器具（例：七輪・バーベキューコンロなど）
- (3) 気体燃料プロパンガス等を使用する器具（例：卓上型コンロ・炊飯器など）
- (4) 電気器具電気を熱源とする器具（例：電気コンロ・電気ストーブなど）

※プロパンガス器具は、清掃すること。ガスホースは、適切な長さか・劣化していないか・抜け防

止（ホースバンド）をしてあるか確認すること。ガスボンベの転倒防止をしてガスが滞留しない構造になっているか確認すること。

※発電機の予備燃料タンクは、金属製容器で日の当たらない場所で管理すること。発電機へ給油する際は、必ずエンジンを切って周囲の安全を確認し、燃料タンクの圧力調整弁を操作してから給油すること。

◎飲食物を販売する場合（相談窓口：富岡保健福祉事務所 電話：0274-62-1541）

キッチンカーまたはテントで食品の販売を行う場合は、「食品衛生法に基づく営業許可証」の写しを、まちなかにぎわい課へ提出してください。

テントで食品を販売する場合

- ・「食品衛生法に基づく営業許可」を受けた者が、自身の店舗で作ったお弁当、パン、お菓子等を販売する時は商品をしっかり包装し、「屋号・代表者名・連絡先」を商品に表記してください。また、衛生面に十分配慮して管理してください。（温度管理や直射日光など）
- ・その場で食品を加工等する場合は、「取扱い可能な食品」が示されています。「催事等の臨時出店届出書」等を、主催者が事前に富岡保健福祉事務所へ提出してください。

◎酒類を販売する場合（相談窓口：前橋税務署 電話：027-224-4498）

- ・酒類（未開封のビンや缶）の販売は、酒類製造者又は酒類販売業者が期限付酒類小売業免許を取得する必要があります。
- ・催物等でビール等をコップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は、販売業免許は必要ありません。ただし、富岡保健福祉事務所の「食品衛生法に基づく営業許可」が必要となります。

7. 利用の制限について

次に該当する場合は、利用を認められません。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの。
- (2) 集团的及び常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの。
- (3) 特定の政治団体、宗教団体及び個人等の利益になるもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類するもの。
- (5) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為と認められるもの。
- (6) 設備を損傷するなど施設の管理運営上支障があると認められるもの。
- (7) 異常な騒音、異臭及び振動の発生が予想されるもの。
- (8) 法令で禁止又は法令に抵触する恐れがあるもの。
- (9) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別途定めます。

8. 新型コロナウイルス感染防止対策について

(1) 新しい生活様式に則った利用をお願いします。

例：検温、体調確認、マスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒の実施など

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、群馬県の方針「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の警戒度に応じて、貸出を制限する場合があります。また、市の利用許可が出ている場合であっても、広場の利用を自粛していただく場合があります。